

弘前市介護保険事業者事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領

第1 目的

この要領は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設（以下「事業者」という。）のサービスの提供により発生した事故・不祥事案及び感染症等の市への報告の取扱いを定め、事故発生状況を把握するとともに、事業者による事故・不祥事案及び感染症等への速やかな対応と再発防止への取り組みを促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

第2 報告の対象

報告する事故は、事故当事者が弘前市の被保険者である場合及び事業所の所在地が弘前市内である場合とする。

第3 報告の範囲

事業者は次の1～4の場合、事業者側の過誤、過失の有無に関わらず報告を行うこととする。

1 サービスの提供による利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

- (1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含み、通所サービス、短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービス提供」に含まれるものとする。
- (2) 負傷の程度については、外部の医療機関で受診を要したものと及び後遺障害が残るおそれがあるものとする。ただし、軽傷であっても、事業者の判断により報告を行っても差し支えない。
- (3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになった場合は報告すること。

2 食中毒及び感染症の発生

- (1) 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ又は感染性胃腸炎は報告の対象とする。
- (2) 以下の①～③のいずれかの場合に報告するものとする。
 - ① 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業者の長が特に報告を必要と認めた場合

3 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生

利用者からの預かり金の横領等で利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

4 その他、報告が必要と認められる事故の発生

行方不明者の発生や誤薬等で利用者の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある場合は報告すること。

第4 報告の手順

- 1 事業者は事故・不祥事案及び感染症等が発生した場合は、直ちに市に対して電話等により第一報を行うこと。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが持たれた時点で電話等による第一報を行うとともに、第5の2による報告も行うこと。
 - 2 事業者はその後の経過について、第5に定める方法により最終的な報告をすること。
- ※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告すること。
- ※2 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

第5 報告の書式

- 1 事故・不祥事案が発生した場合は、別紙1「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」を標準とし報告すること。
- 2 感染症等が発生した場合には、別紙2「社会福祉施設等感染症等発生報告書」を標準とし報告すること。

第6 介護保険法並びに弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び弘前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例における事故報告との関係

介護保険法に基づく事業者については、本取扱い要領による報告をもって、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条第1項」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準第35条第1項」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第27条第1項」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第26条第1項」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第2項」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第36条第2項」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第34条第2項」、「弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第40条第1項」、「弘前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第37条第1項」に基づき事業者が市に対して行う報告とする。

附 則

この要領は平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。